［一　略］

二　送信装置の条件

イ　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波を使用する人工衛星向け装置（Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五ＭＨｚを使用するものを除く。）

［表略］

ロ　Ｇ１Ｄ電波四〇六・〇五ＭＨｚを使用する人工衛星向け装置

区別	条件
［略］	［略］
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の一〇パーセントになってから九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。
［略］	［略］

［ハ・ニ　略］

［三～五　略］

［２　略］

別表第一号（第５条関係）

［表略］

［注１～27　略］

28　衛星非常用位置指示無線標識、携帯用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備の送信設備に使用する次の電波の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406MHzから406.1MHzまでのもの（Ｇ１Ｄ電波406.05MHzのものを除く。）　５kHz

⑵　Ｇ１Ｄ電波406.05MHzのもの　1200Ｈｚ

⑶　［略］

⑷　［略］

［29～57　略］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［略］	［略］	［略］
Ｇ１Ｄ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備（406.05MHzの周波数の電波を使用する第45条の３の５に規定する無線設備を除く。）

［一　同上］

二　［同上］

イ　Ｇ１Ｂ電波を使用する人工衛星向け装置

［表同上］

ロ　Ｇ１Ｄ電波を使用する人工衛星向け装置

区別	条件
［同上］	［同上］
送信立ち上がり時間	送信開始後送信出力が空中線電力の九〇パーセントまで上昇するのに要する時間が〇・五ミリ秒未満であること。
［同上］	［同上］

［ハ・ニ　同上］

［三～五　同上］

［２　同上］

別表第一号（第５条関係）

［表同左］

［注１～27　同左］

28　［同左］

⑴　Ｇ１Ｂ電波又はＧ１Ｄ電波406MHzから406.1MHzまでのもの　５kHz

［新設］

⑵　［同左］

⑶　［同左］

［29～57　同左］

別表第二号（第６条関係）

第１　占有周波数帯幅の許容値の表

電波の型式	占有周波数帯幅の許容値	備考
［同左］	［同左］	［同左］
Ｇ１Ｄ	20kHz	406MHzから406.1MHzまでの周波数の電波を使用する衛星非常用位置指示無線標識及び第45条の３の５に規定する無線設備